

月額利用料金

(平成27年 4月 1日より改正)

対象収入による階層区分(円)	サービスの提供に要する費用(円)	生活費(円)	居住に要する費用(円)	合計(円)
1 1,500,000以下	10,000	43,700	14,500	68,200
2 1,500,001～1,600,000	13,000	43,700	14,500	71,200
3 1,600,001～1,700,000	16,000	43,700	14,500	74,200
4 1,700,001～1,800,000	19,000	43,700	14,500	77,200
5 1,800,001～1,900,000	22,000	43,700	14,500	80,200
6 1,900,001～2,000,000	25,000	43,700	14,500	83,200
7 2,000,001～2,100,000	30,000	43,700	14,500	88,200
8 2,100,001～2,200,000	35,000	43,700	14,500	93,200
9 2,200,001～2,300,000	40,000	43,700	14,500	98,200
10 2,300,001～2,400,000	45,000	43,700	14,500	103,200
11 2,400,001～2,500,000	50,000	43,700	14,500	108,200
12 2,500,001～2,600,000	57,000	43,700	14,500	115,200
13 2,600,001～2,700,000	64,000	43,700	14,500	122,200
14 2,700,001～2,800,000	71,000	43,700	14,500	129,200
15 2,800,001～2,900,000	78,000	43,700	14,500	136,200
16 2,900,001～3,000,000	85,000	43,700	14,500	143,200
17 3,000,001～3,100,000	90,100	43,700	14,500	148,300
18 3,100,001以上	90,100	43,700	14,500	148,300

注1 : 11月～3月は暖房費として1,930円を徴収します。

注2 : 入居時に一時金として50万円をお預かり致します。(20年償却)

注3 : 自室での光熱費・電話使用料は、別で徴収致します。

注4 : 対象収入とは、前年の収入(社会通念上、収入として認定することが
適当でないものを除く)から租税、社会保険料、医療費などの必要経費を
控除した後の収入となります。

注5 : 夫婦で利用する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、
合計金額の2分の1を、それぞれ個々の対象収入となります。
その額が150万以下に該当する場合(1階層)、夫婦それぞれの
事務費徴収額については、上記の額から30%減額した額を
事務費徴収額(月額)とします。

※ 毎月のケアハウスの月額利用料金は、上記表の月額合計額に、
注3で示した自室での使用料を合算した額となります。